

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、食品産業に属する事業所（食品製造業、食品卸売業、食品小売業及び外食産業（喫茶店を除く一般飲食店）の事業所）を対象として、食品（青果物、水産物、畜産物）の主要品目別の仕入先別仕入量等を把握することにより、食品産業の各部門・業種（業態）間における量的なフロー（流通経路・規模）を明らかにし、食品流通構造改善施策等の推進に資することを目的に実施した。

なお、本調査は、青果物、水産物、畜産物ごとにローテーションで実施することとし、平成15年度の青果物、16年度の水産物に続き、17年度は畜産物について調査を実施した。

2 根拠法規

本調査は、統計報告調整法（昭和27年法律第148号）第4条第1項の規定に基づく、総務大臣の承認を受けた承認統計調査として実施した。

3 調査機関

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の範囲及び調査期間

- (1) 調査の範囲は全国とした。
- (2) 調査対象期間は、平成16年度（平成16年4月1日～平成17年3月31日）の1年間とした。
- (3) 調査は、平成17年9月下旬から11月下旬までの間に実施した。

5 調査対象

調査対象は、次の業を営む事業所とした。

- (1) 食品製造業
日本標準産業分類による食料品製造業を営む事業所のうち、畜産物を原材料とする製造品（食料品）を出荷している事業所
- (2) 食品卸売業
日本標準産業分類による食品卸売業を営む事業所のうち、畜産物を販売している事業所
- (3) 食品小売業
日本標準産業分類による食品小売業を営む事業所のうち、畜産物を販売している事業所
- (4) 外食産業
日本標準産業分類による外食産業を営む事業所

6 標本の選定（抽出）方法

- (1) 調査は、標本調査（食品卸売業のうち、商社については全数調査）により行った。

(2) 母集団名簿は次に該当する事業所により作成した。

ア 食品製造業

「平成15年工業統計調査」結果における食料品製造業の事業所のうち、畜産物を原材料とする製造品（食料品）を出荷（年間販売）している事業所

イ 食品卸売業

「平成14年商業統計調査」結果における各種商品卸売業、飲食料品卸売業の事業所のうち、畜産物を販売している事業所

ウ 食品小売業

「平成14年商業統計調査」結果における各種商品小売業（百貨店については食料品を販売している事業所）、飲食料品小売業の事業所のうち、畜産物を販売している事業所

エ 外食産業

「平成13年事業所・企業統計調査」結果の事業所のうちの一般飲食店（喫茶店を除く。）を営む事業所

(3) 標本数は、食品製造業は畜産物を原材料とした製造品出荷額、食品卸売業及び食品小売業は畜産物の販売額、外食産業は従事者数について、標準誤差率（目標精度）が7%（外食産業にあつては地域別に9%）となるように、「10 業種分類」に示す業種（業態）小分類別、「11 規模階層区分」に示す規模階層別に定め、それぞれ都道府県別に事業所数に比例して配分した。標本は、各区分別に無作為抽出した。

業種別の標本数は、以下のとおりである。

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
食 品 製 造 業	378事業所	175事業所	73事業所	121事業所
食 品 卸 売 業	869事業所	137事業所	69事業所	128事業所
食 品 小 売 業	1,052事業所	158事業所	74事業所	188事業所
外 食 産 業	472事業所	333事業所	609事業所	418事業所

7 調査品目

(1) 国内産、輸入とも豚肉、牛肉及び鶏肉とした。

(2) 輸入一次加工原料畜産物については、豚肉、牛肉及び鶏肉であつて食品及び料理品の製造・調理の原料として水煮、塩蔵等の加工処理を施されたものとした。

なお、輸入一次加工原料畜産物については、自事業所で製造する製品等の原料として輸入されたものに限定し、食品製造業及び外食産業のみを調査対象とした。

8 調査事項

調査事項は以下に掲げるとおりとした。

調 査 事 項	食 品	食 品	食 品	外 食
	製造業	卸売業	小売業	産 業
国内産・輸入別畜産物の品目別年間仕入量	○	○	○	○
国内産・輸入別畜産物の品目別仕入先別仕入量割合	○	○	○	○
国内産・輸入別畜産物の品目別仕入形状別割合	○	○	○	○
輸入一次加工原料畜産物の品目別年間仕入量	○	—	—	○
輸入一次加工原料畜産物の品目別仕入先別仕入量割合	○	—	—	○
輸入一次加工原料畜産物の品目別仕入形状別割合	○	—	—	○

9 調査方法

調査は、調査票を統計・情報センターの職員が配付し、郵送回収による自計申告調査とした。

なお、畜産物の年間販売額等が一定規模以下（食品製造業については畜産物を原材料とした製品の出荷額が5億円未満、食品卸売業及び食品小売業については、畜産物の年間販売額がそれぞれ10億円未満、1億円未満、外食産業については、従事者数規模が4人以下の事業所）については、往復郵送（統計・情報センターから郵送により調査票を送付・回収する）による自計申告調査とした。

10 業種分類

(1) 食品製造業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（畜産物調査））	日本標準産業分類
畜産食料品製造業	畜産食料品製造業
冷凍調理食品製造業	冷凍調理食品製造業
惣菜製造業	惣菜製造業
その他の食料品製造業	水産食料品製造業
	野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業
	調味料製造業
	糖類製造業
	精穀・製粉業
	パン・菓子製造業
	でんぷん製造業
	めん類製造業
	豆腐・油揚製造業
	あん類製造業
他に分類されない食料品製造業	

(2) 食品卸売業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（畜産物調査））	日本標準産業分類
卸売市場（卸売業者）	※1
食肉卸売業	食肉卸売業（商社を除く）
商社	※2
その他の卸売業	各種商品卸売業（商社を除く）
	米麦卸売業
	雑穀・豆類卸売業
	野菜卸売業
	果実卸売業
	生鮮魚介卸売業
	その他の農畜産物・水産物卸売業（商社を除く）
	食料・飲料卸売業（商社を除く）

※1 食品卸売業のうち、卸売市場内で営業している事業所を卸売業者とした。

※2 各種商品卸売業、食肉卸売業、その他の農畜産物・水産物卸売業及び食料・飲料卸売業のうち、総合商社及び専門商社を商社とした。

(3) 食品小売業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（畜産物調査））	日本標準産業分類
百貨店・総合スーパー	各種商品小売業
各種食料品小売業	各種食料品小売業
食肉小売業	食肉小売業
その他の飲食料品小売業	酒小売業
	鮮魚小売業
	野菜・果実小売業
	菓子・パン小売業
	米穀類小売業
	その他の飲食料品小売業

(4) 外食産業

業種（業態）小分類（食品流通構造調査（畜産物調査））	日本標準産業分類
一般食堂	一般食堂 ※3
日本料理店	日本料理店
西洋料理店	西洋料理店
中華料理店・東洋料理店	中華料理店
	東洋料理 ※4
焼肉店	焼肉店 ※4
その他の一般飲食店	ハンバーガー店
	お好み焼き店 ※4
	その他の一般飲食店

※3 日本料理店、西洋料理店、中華料理店、焼肉店及び東洋料理店を除く。

※4 「平成13年事業所・企業統計調査産業分類」による分類。

11 規模階層区分

業 種	第1階層	第2階層	第3階層	第4階層
食品製造業 〔畜産物を原材料とした 製品の出荷額〕	1億円未満	1～5億円未満	5～20億円未満	20億円以上
食品卸売業 〔畜産物の年間販売額〕	3億円未満	3～10億円未満	10～30億円未満	30億円以上
食品小売業 〔畜産物の年間販売額〕	4,000万円未満	4,000万円～ 1億円未満	1～2億円未満	2億円以上
外食産業 〔従事者数〕	4人以下	5～9人	10～29人	30人以上

12 調査結果の集計

(1) 推定方法

本調査結果は、以下の方法により推定を行った。

なお、集計に用いた標本は調査票を回収した調査客体である。

ア 業種（業態）小分類、規模階層別の推定

$$Ti = \sum_{j=1}^L \frac{Nj}{nj} \sum_{k=1}^{nij} xijk$$

Ti : i 規模階層の集計対象項目 x の合計の推定値

L : 規模階層の数

Nj : j 規模階層の大きさ

nj : j 規模階層から抽出した標本の数

nij : j 規模階層から抽出した標本のうち、調査の結果、 i 規模階層に属した標本数

$xijk$: j 規模階層から抽出した標本で、調査の結果、 i 規模階層に属したものの k 番目の標本の集計対象項目 x の調査値

イ 業種（業態）小分類、業種計の推定

それぞれの内訳の推定値の合計とした。

注： 仕入先別、仕入形状別仕入量は、全体の仕入量にそれぞれの割合を乗じて上記の式を用いて算出した。

(2) 回収標本数

集計に用いた標本数は、以下のとおりである。

業 種	回収標本数	回収率
食 品 製 造 業	425事業所	57%
食 品 卸 売 業	806事業所	67%
食 品 小 売 業	1,035事業所	70%
外 食 産 業	1,148事業所	63%

(3) 推定値の実績精度

畜産物の年間仕入量（国内産畜産物、輸入畜産物及び輸入一次加工原料畜産物の合計値）の標準誤差率は業種別に以下のとおりである。

業 種	標準誤差率
食 品 製 造 業	6.4%
食 品 卸 売 業	5.6%
食 品 小 売 業	6.6%
外 食 産 業	6.4%

$$\text{注：標準誤差率} = \frac{\text{標準誤差}}{\text{推定値}} \times 100$$

13 用語の解説及び約束

主な項目の用語の説明は、次のとおりである。

(1) 仕入先区分

ア 農協・経済連等（生産者を含む）

生産者（豚、牛及び家きん等を肥育する者をいう。）及び集出荷団体等（生産者などから委託を受けて、農畜産物を集荷し出荷する団体で、農業協同組合、個別生産者により任意に組織された団体等をいう。）から仕入れた場合をいう。

ただし、卸売市場を開設する農業協同組合、経済連から仕入れた場合は、「卸売市場」とする。

イ 食品卸売業

(ア) 卸売市場

卸売市場内の卸売業者又は仲卸業者をいう。

この場合において卸売業者とは卸売市場内において、生鮮食品等を継続的かつ計画的に集荷し、仲卸業者又は売買参加者に販売する事業所をいう。なお、物流は産地から取引先に直接流れ、卸売市場を経由せず、商流（代金の支払い）のみ卸売市場内の卸売業者を経由する取引についても含める。

また、仲卸業者とは卸売市場の開設者（地方自治体）の許可を受けて、卸売市場内に店舗をもち、卸売業者から買い受けた食品を仕分け、調整して小売商、大口需要者等に販売する事業所をいう。

(イ) 輸入商社

海外取引を行う総合商社、専門商社及び輸入業者をいう。

国内産のみを取り扱う国内産専門商社から仕入れている場合は、「その他の卸売業」とする。

(ウ) その他の卸売業

食材卸問屋、場外問屋及び食品問屋等の卸売市場以外の場所で食品を卸売する事業所をいう。

なお、食肉センター（食肉流通合理化の一環として昭和35年度以降国の助成により設置された、と畜解体施設、取引施設、冷蔵施設及び処理加工施設を有する食肉の流通施設）及び部分肉センター（部分肉の広域流通と適正な価格形成を図るため国の補助を受け設置された部分肉センター（（財）日本食肉流通センター））が自ら食肉を買い受け販売したものを仕入れている場合はここに含める。

ウ 自社直接輸入

自社が直接、通関手続きを行って海外から仕入れた場合をいい、自社の関連会社、系列会社等を経由した場合も含める。

エ 食品製造業

生鮮・加工食品を原材料として仕入れ、その材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。この中には、レストランのチェーン店や病院・学校等の集団給食用の集中調理施設（セントラルキッチン）を含む。

オ 食品小売業

流通経路の末端に位置し、食品を卸売業者、製造業者及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。この中には、製造した食品をその場で一般消費者等へ販売する事業所や一般消費者へ販売することを目的とする通信販売・訪問販売等を行う無店舗販売を営む事業所を含む。

カ 自社肥育

調査対象となった事業所において畜産動物（豚、牛及び鶏）を肥育し、それをと畜場、食鳥処理場等においてと畜、と鳥し、これを食肉として仕入れた場合をいう。

(2) 仕入形状区分

ア 枝肉（中抜き）

豚及び牛を食用に供する目的でと畜し、放血して、はく皮又ははく毛し、内臓を摘出した骨付きの肉又は鶏をと鳥して放血、脱毛し、内臓（腎臓を除く。）、排泄腔、気管及び食道を除去したものを、更に頭、顎、足等を単独又は組み合わせて除去したものをいう。

イ 部分肉（解体品）

豚及び牛の枝肉を部位別に分離したもの又は食鳥のと体・中抜きから所定の部分の肉を分割したものをいう。

ウ 精肉

枝肉又は部分肉を小売するために更に小分割して骨筋等を除去して整形し、消費者がそのまま調理して食用に供することができるようにした肉をいう。

14 部分肉換算仕入量

本調査結果は、調査客体が実際に仕入れを行った枝肉、部分肉、精肉等の形態による重量を調査したものであり、仕入量は、この枝肉、部分肉などの形態での実重量をそのまま積み上げて推定している。

このため、本報告書では、参考として、形態の異なるものを部分肉に換算した仕入量を掲載した。

15 統計表の見方等

(1) 統計表中に使用した符号は次のとおりである。

「-」：事実のないもの

「0」又は「0.0」：単位に満たないもの（例：499t→0千t、0.04%→0.0%）

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

(2) 統計表の表示単位未満を四捨五入しているため、計と内訳が一致しない場合がある。

(3) 本調査は、平成15年度は青果物、16年度は水産物にて調査を実施しており、これらの結果は、農林水産省ホームページ中の農林水産統計情報総合データベースに掲載しています。

【<http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei>】

16 問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 統計部

生産流通消費統計課 消費統計室 流通構造統計班

電 話（代表） 03（3502）8111 内線 2869

（直通） 03（3591）0783